

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【規模や位置が特定できない噴火が発生し、居住地域に重大な被害を及ぼすことが予想される】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性はある 	<p>居住地域への影響の可能性が低くなった場合</p> <p>積雪の状況で融雪型火山泥流のおそれがある場合はレベル4、その他はレベル3に引き下げる</p>
	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している場合 	<p>同上</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火規模の拡大などにより融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性が出てきた場合(レベル3からの引き上げ、急速に変化している場合はレベル5に引き上げを検討) 	<p>左記の基準となる現象が終息、または発生の可能性が低くなった場合</p>
	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは噴火の可能性】</p> <p><噴火前> (次のいずれかが観測された場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性微動の増加(レベル2の基準よりも振幅が大きいあるいは継続時間が長い) ・火山性地震の急増、規模増大(レベル2の基準よりも回数が多い) ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・表面現象の増大(噴気、地熱域等) <p><噴火後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口上 500m 以上の噴煙または噴石の到達範囲が火口の縁から 500m を超える場合 ・視界不良等で噴火の状況が確認できない場合で、松代白沢観測点で噴火に伴うと推定される空振が観測された場合 	<p>判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合</p> <p>なお、レベル2に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル3に上げる基準に達していなくてもレベル3に戻す</p>
3	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは噴火の可能性】</p> <p><噴火前> (次のいずれかが観測された場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の増加(地震回数が20回以上/24時間)ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討 ・火山性微動の発生 ・上記基準には達しない程度の火山性地震が増加し、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合 ・顕著な表面現象の発現(噴気、地熱域等) <p><噴火後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模の噴火が確認された場合(事後の確認を含む) 	<p>判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合</p> <p>なお、レベル1に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル2に上げる基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>
	<p>【融雪型火山泥流の可能性】は積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。</p> <p>ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上げるとは限らない(引き下げるときも同様)。</p> <p>以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。</p>	